

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する促進計画

金山町

1 促進計画の地域

別紙1 対象区域（地図）に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 金山町概要

(1) 現状

本地域は、福島県西部に位置し越後山脈を挟んで新潟県に隣接し、自然環境の豊かな険しい山間の中に多くの田畑が点在する地域に位置し稲作を中心に野菜類を栽培しています。ブランド化された奥会津金山赤かぼちゃの知名度アップや品質のさらなる向上、生産性の向上を図る必要があると考えます。平坦地域や集積地区と比べ生産条件の格差が大きく、また、過疎化・高齢化による担い手の確保が難しい状況もあり、地域の共同活動により農道や水路等の施設を適切に保全管理していくことが必要とされています。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、法第3条 第3項第1号に掲げる事業も合わせて実施するよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、地域の共同活動に係る支援を図るため協議会の運営推進、農業生産活動の継続的な実施を図るため各種施設の整備を計画的に実施する。また、地球環境や生物多様性保全を積極的に取り入れ環境保全効果の高い営農活動の普及を図ることとする。

2. 大志地区

(1) 現状

金山町東部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条 第3項第1号を推進し、協議会への参加を促進し農地の維持及び担い手の確保を計画的に働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 中川地区

(1) 現状

金山町東部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。

法第3条第3項第3号地球環境や生物多様性保全に貢献し、「にほんの里100選」の継承を進める。

4. 上田地区

(1) 現状

金山町東部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。

担い手の確保契約や中心経営体の検討を実施する。

5. 水沼地区

(1) 現状

金山町東部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。営農組合等における共同活用を一部実施している。

(2) 目標

人・農地プラン策定と運用により中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。

6. 下大牧地区

(1) 現状

金山町東部に位置する地域で、地主も在住していない状況が多く見受けられる。また、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条 第3項第1号を推進し、協議会への参加を促進し農地の維持及び担い手の確保を計画的に働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 高倉地区

(1) 現状

金山町東部に位置する地域で、農地も集落部から離れていて耕作に不向きなところである。また生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条 第3項第1号を推進し、協議会への参加を促進し農地の維持及び担い手の確保を計画的に働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8. 大栗山地区

(1) 現状

金山町東部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条 第3項第1号を推進し、協議会への参加を促進し農地の維持及び担い手の確保を計画的に働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

9. 福沢地区

(1) 現状

金山町東部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

人・農地プラン策定と運用により中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。

10. 三更地区

(1) 現状

金山町東部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を推進し、協議会への参加を促進し農地の維持及び担い手の確保を計画的に働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

11. 沼沢地区

(1) 現状

金山町東部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

12. 太郎布地区

(1) 現状

金山町東部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を推進し、協議会への参加を促進し農地の維持及び担い手の確保を計画的に働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

13. 川口地区

(1) 現状

金山町中部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を推進し、協議会への参加を促進し農地の維持及び担い手の確保を計画的に働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

14. 小栗山地区

(1) 現状

金山町中部に位置し山間部を主体とする地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を推進し、協議会への参加を促進し農地の維持及び担い手の確保を計画的に働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

15. 横井戸地区

(1) 現状

金山町中部に位置し山間部を主体とする地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。また、水源も山の奥に位置し毎年の水源整備が必要な地域である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

16. 玉梨地区

(1) 現状

金山町中部に位置し山間部を主体とする地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。また、水源も山の奥に位置し毎年の水源整備が必要な地域である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

17. 湯ノ上地区

(1) 現状

金山町中部に位置し山間部を主体とする地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。また、水源も山の奥に位置し毎年の水源整備が必要な地域である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

18. 家廻地区

(1) 現状

金山町中部に位置し山間部を主体とする地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

19. 西谷地区

(1) 現状

金山町中部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

20. 本名地区

(1) 現状

金山町中部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

21. 橋立地区

(1) 現状

金山町中部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条 第3項第1号を推進し、協議会への参加を促進し農地の維持及び担い手の確保を計画的に働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

22. 上野原地区

(1) 現状

金山町中部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。営農組合等における共同活用を一部実施している。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

23. 横田地区

(1) 現状

金山町西部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

24. 上横田地区

(1) 現状

金山町西部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

25. 土倉地区

(1) 現状

金山町西部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条 第3項第1号を推進し、協議会への参加を促進し農地の維持及び担い手の確保を計画的に働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

26. 西部地区

(1) 現状

金山町西部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条 第3項第1号を推進し、協議会への参加を促進し農地の維持及び担い手の確保を計画的に働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

27. 大塩地区

(1) 現状

金山町西部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。また、水源も山の奥に位置し毎年の水源整備が必要な地域である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

28. 滝沢地区

(1) 現状

金山町西部に位置し山間部を主体とする地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

29. 田沢地区

(1) 現状

金山町西部に位置する地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。また、水源も山の奥に位置し毎年の水源整備が必要な地域である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

30. 新遠路地区

(1) 現状

金山町西部に位置し山間部を主体とする地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

3 1. 藤倉地区

(1) 現状

金山町西部に位置し山間部を主体とする地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

3 2. 大岐地区

(1) 現状

金山町西部に位置し山間部を主体とする地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。また、水源も山の奥に位置し毎年の水源整備が必要な地域である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

3 3. 鮭立地区

(1) 現状

金山町西部に位置し山間部を主体とする地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。

(2) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

3 4. 越川地区

(1) 現状

金山町西部に位置し山間部を主体とする地域で、生産者の高齢化、担い手の確保が難しい状況である。2011年の新潟・福島豪雨の被害対策として農用地の借上げを実施し使用している。

(3) 目標

法第3条第3項第1号を継続し農道・水路の保全管理を推進する。担い手の確保計画や中心経営体の検討を実施する。

早期被害対策の解消と農用地への転換を進める。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を促進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	金山町全地域	法第3条第3項1号に掲げる事業及び同第2号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を促進する多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号の対応においては、活動組織毎に代表者等が作成する提出資料等の事務作業の低減を図るために広域活動組織の事務局を設置し事務作業を行うこととする。
 - (1) 対象農用地
法第3条第3項第2号および、各協定参加集落より要望のあった農用地で運営委員会及び町長が承認した農用地とする。(農振農用地と一体管理すべきと認められる土地)
詳細は、多面的機能支払交付金に関わる活動計画書に記載した農用地とする。
2. 法第3条第3項第2号の対応においては、中山間地域等直接支払 金山町基本方針に基づくものとする。
 - (1) 対象農用地の基準
交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。
更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地については、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎(全域)・山村振興(全域)・特定農山村(旧本名地区を除く)

イ 対象農用地

(7) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該傾斜が傾斜基準を満たす場合は交付金の対象とする。

(4) 自然条件により小区画、不整形な田。

(5) 町長の判断によるもの。

a 緩傾斜農用地

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

(2) 集落協定の共通事項(下記に概要を記載)

(1) 構成員の役割分担

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

(3) 集落マスタープラン

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組として活動すべき事項

(5) 加算措置適用のために取り組むべき事項

(6) 食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産目標

(7) 集落協定等の公表

(8) 農業委員会の役割

(9) 農業振興地域整備計画との整合性